土地所有者が自ら使用する場合は絶対的な事由

国会会が選出された人

トップ画面へ 🔷 🚫 🗸

本文表示

(検索結果一覧画面) 前会議録) (次会議録)

(検索条件入力画面)

[001/001] 121 - 衆 - 法務委員会 - 3号 平成03年09月06日

発言者: 🛍 沈 243 📗 / 332

検索語: 前次

画像(PDF形式)

画像(TIFF形式)

選択閲覧

〇永井政府委員 現在の法律では第四条で「土地所有者カ自ラ土地ヲ使用スルコトヲ必要ト スル場合」という、こういう表現があります。「土地所有者カ自ラ土地ヲ使用スルコトヲ必要ト スル場合」というこの事由は、前回も御説明いたしましたように当時の解釈としてはこれは絶 対的な事由でございまして、これさえあればよろしい、これでもう既にいわば正当事由がある という、こういう解釈が最初されたわけでございます。

ところが実際の判例では、双方が土地の使用を必要とする事情という中には、必ずしもみず からということだけではなくて、親族等も含んだり、あるいは必ずしも直接いわゆる法律的な親 族ではなくても長く同居している人たちを含んでいる、こういう解釈がされてきたわけでござい ます。要するに、現在の判例では双方、借り主、貸し主双方の側といいますか、そういった側 の使用を必要とする事情を総合判断をしなさい、こういう解釈になってきているわけでございます。だから、現在のように、文理上は「自ラ」ということで貸し主がみずから使用するということだけでもう正当事由がありという判断ではないというところが違ってきているわけでございま すので、あえてみずからということで限定する必要はない。要するに双方のそれぞれの側で 使用する必要があるかどうかということを中心にしなさいということになっているわけでござい ます。

それから、「土地の使用を必要とする事情のほかこということで、まず主たる要素を挙げて、 「のほかこということで従たる要素を挙げているというこの書き方は、すぐれて法制局的なとい いますか、条文の書き方の問題だと思います。もちろん、非常に細かく、第一次的に云々とい うような書き方とか第二次的に云々、こういう書き方だってあり得るかもしれませんが、これは極めて法制局流な、いわば表現の一つのやり方として、何々のほかということにしなければ、 何々の事情及び何々という羅列をしただけではこれは全く同列に見えるということから、「のほ かこという表現で主、徒を示した、そういうことになっているわけでございます。

もう一つ、「土地の利用状況」は、先ほど来御説明申し上げておりますとおり、この土地がた れが現実に使っているか、あるいはどのような利用の仕方をしているかという客観的な事実を 中心としたものでございます。これは判例等でもいろいろ現実に補完的な要素として考慮され ているわけでございまして、その使い方が実際に、何といいましょうか、非常に木造で老朽化 しているかというような状況も補完的な意味では考慮されたり、あるいはこれは新築して間も ないとか、あるいは堅固な建物であるかどうか、こういう物理的な状況も相当重視されている ということもございます。